

監査公表第1号（平成27年4月3日、県公報第3682号登載）

新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成26年度）

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関37機関

(2) 監査対象期間：平成25年 9月1日～平成26年 8月31日

(3) 監査実施期間：平成26年10月1日～平成26年12月19日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査実施日
新社会推進部	アジア文化交流センター	平成26年12月16日～平成26年12月18日
	女性相談所	平成26年11月20日
	パスポートセンター	平成26年11月18日～平成26年11月19日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成26年10月1日～平成26年10月3日
	粕屋保健福祉事務所	平成26年11月11日～平成26年11月13日
	糸島保健福祉事務所	平成26年12月2日～平成26年12月4日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成26年11月26日～平成26年11月28日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成26年10月15日～平成26年10月17日
	田川保健福祉事務所	平成26年11月4日～平成26年11月7日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成26年10月21日～平成26年10月23日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成26年12月2日～平成26年12月4日
	京築保健福祉環境事務所	平成26年10月28日～平成26年10月30日
	保健環境研究所	平成26年12月2日～平成26年12月3日
	精神保健福祉センター	平成26年11月20日
	食肉衛生検査所	平成26年11月20日
福祉労働部	福岡児童相談所	平成26年10月7日～平成26年10月8日
	久留米児童相談所	平成26年10月9日～平成26年10月10日
	田川児童相談所	平成26年12月9日～平成26年12月10日
	大牟田児童相談所	平成26年12月18日～平成26年12月19日
	宗像児童相談所	平成26年12月9日～平成26年12月10日
	京築児童相談所	平成26年10月7日～平成26年10月8日
	福岡学園	平成26年10月28日～平成26年10月30日
	筑後いずみ園	平成26年11月18日～平成26年11月19日
	障害者更生相談所	平成26年12月11日
	粕屋新光園	平成26年12月9日～平成26年12月11日
	福岡労働者支援事務所	平成26年12月4日
	北九州労働者支援事務所	平成26年10月3日
筑後労働者支援事務所	平成26年12月11日	
筑豊労働者支援事務所	平成26年10月3日	

監査対象機関名		監査実施日
福祉労働部	福岡高等技術専門学校	平成26年12月16日～平成26年12月17日
	戸畑高等技術専門学校	平成26年10月21日～平成26年10月22日
	小竹高等技術専門学校	平成26年10月1日～平成26年10月2日
	久留米高等技術専門学校	平成26年10月7日～平成26年10月8日
	大牟田高等技術専門学校	平成26年10月21日～平成26年10月23日
	田川高等技術専門学校	平成26年12月18日～平成26年12月19日
	小倉高等技術専門学校	平成26年10月1日～平成26年10月2日
	福岡障害者職業能力開発校	平成26年11月18日～平成26年11月19日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給に加え、後発医薬品の利用促進に関する取組みが適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

#### イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

#### ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

#### エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

#### オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

#### カ 物品

取得、管理及び処分状況

#### キ 扶助費

扶助費の執行状況

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

#### イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

(ア) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

(イ) 後発医薬品の利用促進に関する取組みは、適正に行われているか。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部 アジア文化交流 センター	収 入	1	行政財産の目的外使用許可に伴う使用料において、調定が遅延していた。
	その他	1	所属の金庫に、前渡資金の残額である外国紙幣、硬貨が入っていた。
保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所	支 出	1	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。
	支 出	1	生活保護費の支給において、児童手当の収入認定誤りにより、支給不足となっていた。
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	収 入	1	雇用保険料納付金の調定において、雇用保険料の負担率等を誤ったため、徴収過不足となっていた。
保健医療介護部 田川保健福祉 事務所	支 出	1	生活保護費の支給において、高等学校就学費の入力誤りにより、支給不足となっていた。
保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所	収 入	1	行政財産の使用許可について、財務規則によらず、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
	支 出	1	生活保護費の支給において、特別児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。
福祉労働部 粕屋新光園	収 入	1	児童措置弁償金の調定において、徴収月額の設定を誤ったため、徴収不足となっていた。
計			9件

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収 入	3	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。
		1	狂犬病予防注射手数料において、財務規則によらず、領収証紙の消印が漏れていた。
		1	施設使用料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。
	支 出	1	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過となっていた。
		2	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。
		1	生活保護費の支給において、住宅費の認定誤りにより、支給過となっていた。
		1	生活保護費の支給において、学習支援費の認定誤りにより、支給不足となっていた。
		1	報酬において、支出科目を誤って支出していた。
	契 約	1	賃貸借契約において、財務規則によらず、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。
		1	委託契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。
		1	賃貸借契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。
	その他	1	所属の金庫において、財務規則等で保管することとなっているもの以外の通帳、現金があった。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部	支 出	1	需用費の支払いにおいて、財務規則によらず、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。
		1	報酬及び賃金から源泉徴収していた所得税の国への納付が遅延したため、不納付加算税が発生した。
		1	支出事務において、財務規則に基づいた事務処理がなされていなかった。
	財 産	1	物品の管理において、財務規則によらず、適正に行われていないものがあつた。
計			19件

(3) 意見事項（事務の執行上留意すべき事項について、意見を述べるもの）

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収 入	1	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているが、依然として多額であるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。

2 重点事項（財務に関する事務のうち、重点的に調査することとしたもの）

(1) 調査対象

ア 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数 14,665 世帯のうち、855 世帯（抽出率 5.8%）を抽出し調査を行った。

イ 後発医薬品の利用促進に関する取組み状況については、監査対象期間中の対象件数 277 件のうち、247 件（抽出率 89.2%）を抽出し調査を行った。

(2) 調査結果

ア 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、高等学校就学費の認定誤りによる支給過不足が 4 件及び入力誤りによる支給不足が 1 件、児童手当の収入の認定誤りによる支給不足が 1 件、特別児童扶養手当の収入認定誤りによる支給過が 1 件、住宅費の認定誤りによる支給過が 1 件、学習支援費の認定誤りによる支給不足が 1 件（指摘事項及び注意事項）あつた。この他、扶助費の認定等で確認が十分でないものが、見受けられた。

イ 後発医薬品の利用促進に関する取組み状況については、適正に実施されていた。